

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 斎藤 有紀

年 月 日	令和7年12月22日（月）他				
表題と発行部数	「活動報告 vol.2026 WINTER」 10,000 部発行				
対象者	五條市内				
配布方法	新聞折込 7,700 部 個別郵送 1,485 部 ポスティング 815 部				
発行目的	議会報告を行い、意見・要望等を求める。				
按分率の説明	紙面面積のうち、プロフィール等を除く 94.1%を充当する				
内容	●代表質問における質疑及び要望 ●予算審査特別委員会における質疑及び要望 ●厚生委員長としての活動 ●南部中核拠点の今後の展望				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	制作・印刷費	Graphic Planning	195,800 円	デザイン@12,000×4 面 印刷@13×10,000 部 ×1.1	84
	新聞折込費	朝日コネクト大阪	38,962 円	@4.5×7,700 部 送料 770 円×1.1	85
	郵送費	五條郵便局	144,338 円	@110×127 通 @96×1,358 通	87
	※ すべて 94.1%充当 合計 379,100×94.1%= 356,732円				
備考	添付資料：活動報告 vol.2026 WINTER				

注 発行した広報紙を添付してください。

五條市の未来を
おもにめながら

奈良県議会議員 さいとう有紀



令和7年9月奈良県議会 本会議に出席時
(令和7年9月19日)

新春を迎え

謹んで新春をお祝い申し上げます。昨年の9月議会では、県議会議員に当選させていただいたから初の代表質問に立ち、続く予算委員会でも県民生活に直結する8項目の質疑を行いました。また昨年は厚生委員長を仰せつかったなど、多くの役割を担わせていただき、県政における様々な課題に向き合うことのできた一年となりました。これからも皆様のお声にしっかりと耳を傾け、学びの機会を得ながら研鑽を重ねてまいりますので、引き続きご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。本年も皆様にとって華多き一年となりますことを心よりお祈り申し上げます。

多くの使命をいただき、学びを深めた一年

● 厚生委員長を拝命

奈良県議会議員厚生委員会の委員長を仰せつかりました。さいとう有紀は2年間、建設委員会の委員として主にインフラ整備などのハード面の課題に向き合ってきましたが、この度新たに、保健・医療・福祉に関わるソフト面の課題解決に取り組むこととなります。今後皆様が抱える多様な課題に寄り添えるよう、視野を広げ、学びを深めてまいります。

● 自由民主党奈良県支部連合会 総務会長に選任

自由民主党奈良県支部連合会総務会長の役職を拝命いたしました。今後とも先方にご指導いただきながら、責任の重さをしっかりと受け止め、一歩ずつ学びながら確実に進んでまいりたいと思っております。

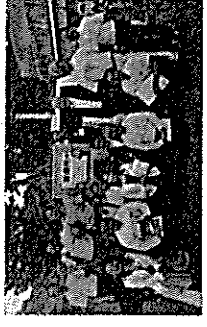


厚生委員長としての活動

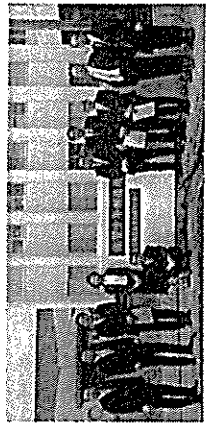
昨年、厚生委員長を仰せつかり、視察や訪問をさせていただく中で、たくさんの方の学びの機会がありました。長島愛生園・邑久光明園では奈良県出身の県人会会長より、ハンセン病患者が当時の誤った隔離政策により故郷である奈良県に帰ることができず、生涯を終えたというお話を伺いました。差別を受けた中でも強く懸命に命を全うされたハンセン病患者者に想いを馳せ、ひとりの政治に携わる者としてこの教訓を胸に差別や偏見のない社会づくりの力を尽くしてまいります。と、改めて強く感じ大切なお話となりました。



国立愛生園・邑久光明園に訪問



明日香村保健福祉センターでの視察



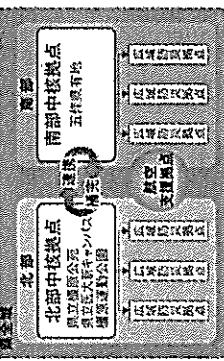
佐賀少年刑務所を視察

南部中核拠点～今後の展望～

令和7年3月に「奈良県災害応急対策（防災拠点）基本構想」が策定されました。現在奈良県では9施設を広域防災拠点として指定していますが、体系的な整理がなされていない、災害リスクのある施設が含まれるという課題もあり、過去の大規模災害における対応や他府県の事例を踏まえ、複数の核となる拠点を配置することとなりました。県北部の核となる北部中核拠点を橿原市に、南部の核となる南部中核拠点を五條市に設け、相互に連携・補完することにより、災害時に迅速な対応ができるようになるというものです。

奈良県提供：

奈良県災害応急対策（防災拠点）基本構想より



奈良県提供：

五條市に、県民の生命、財産、暮らしを守る「南部中核拠点」が建設されます。南海トラフ巨大地震などの災害発生時に全国からの応援部隊や支援物資を迅速に受け入れ、被災地に展開する拠点となります。防災拠点については、山下知事就任後に大きな事業の見直しの方針が示され、紆余曲折ございましたが、奈良県全体の防災に資する一定の方向に軌道修正できたのではないかと考えております。そして、新しい消防学校も五條市への移転が決まり、今後は南部中核拠点との一体整備が行われる予定です。

ここ五條から、奈良県の安心を支える。この地域から命を守る力が育れます。私は議場で何度も防災拠点の必要性を訴え続けてまいりました。また、インフラ整備や医療や介護の現場も、子どもたちの居場所も、もっと安心できる五條にしていきたい。小さな声も、大きな願いも受け止め、引き続き丁寧な県政へ届けてまいります。これからは、みなさまと共に、まっすぐに行動してまいりますので、引き続きよろしくようお願い申し上げます。



奈良県提供：南部中核拠点 第一段階整備イメージ図

3段階での整備計画となっており、第1段階として令和7年度にヘリコプター発着場、第2段階として16年度に拠点の中核となる「コアゾーン」の整備完了を目指す。



2026年3月15日生まれ
【趣味】読書、音楽鑑賞、旅行、映画鑑賞
【資格】大学文学部卒業、中学校教諭1級
【所属】自由民主党奈良県支部連合会
【職歴】議員秘書、議員補佐
【家族】夫、1歳2人
【所属団体】自由民主党奈良県支部連合会、奈良県議会議員会

“SNSでも想いを発信”
さいとう有紀
X (旧Twitter) @yuki_saito
Instagram @yuki_saito
Facebook /yuki.saito
YouTube /yuki_saito
活動報告 vol.2026 WINTER

会派「自民党優」を代表し、代表質問に臨みました

◎9月定例会本会議において、自民党優を代表し奈良県の未来を支える以下5つのテーマについて質問しました。

1 県土強靱化に向けた取り組み

奈良県南部地域を中心に、道路・橋梁・通信網などの整備を強化するなど、災害に強い奈良県をつくるため、国の強靱化計画を活用した地域インフラ整備を提案。

知事からは国の財政化支援をしっかりと活用し、県内事業を着実に進めていくといった前向きな答弁が示されました。

2 防災体制の充実・強化

県庁が災害対策本部として機能し、迅速な初動体制を構築できるような執務環境の整備を求めました。

「県庁が被災時にも機能することが、県民を守る第一歩である」と訴えました。

3 五條県有地での消防学校移転整備

訓練スペース不足・他府県への依頼という現状を改善するため、五條市に整備されることとなっている「南部中核拠点」を活用した新消防学校の移転整備を提案。

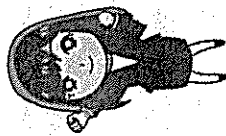
知事からも「南部中核拠点との一体整備を早期に進めていく」との答弁がありました。

災害から暮らしを守る新拠点「消防学校」が五條市へ！！

現在の宇陀市の消防学校は老朽化が進んでおり、機能の更新が必要とされています。

最新の消防訓練施設と、災害時の広域支援機能を併せ持つ南部中核拠点との一体整備が進められることにより、

「命を守る力」が五條の地で育まれ、県民の生命を守る拠点となります。



4 スポーツ拠点施設整備

南北格差のないスポーツ環境を目指し、県南部への競技・交流拠点の整備を要望。競技力向上と地域活性化を両立する計画を提案しました。

5 更生支援について

出所者や生きづらさを抱える若者を支える一般財団法人かがやきホームへの支援について質問及び要望を行いました。職業訓練や生活支援を充実させ、「やり直せる奈良」を実現するための更生支援体制を知事へ求めました。

予算審査特別委員会

◎9月定例会県議会「予算審査特別委員会」では、ソフト面・ハード面様々な角度から、合計8つのテーマについて質問および要望をさせていただきました。

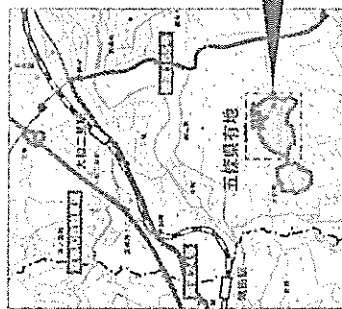
- ①災害対策本部機能強化事業予算
- ②消防学校移転整備事業
- ③部活動地域移行への様々な課題
- ④出所者の就労の場づくり推進事業予算
- ⑤ヤングケアラー支援予算のあり方
- ⑥医療施設等整備促進緊急事業予算
- ⑦医療介護施設による人員基準欠如による減算について
- ⑧光熱費等高騰対策医療機関等支援給付金について



さという有記からの質問及び要望としてまず第一に、災害時における防災拠点としての県庁機能強化や消防学校の移転整備など、防災力の向上を求めました。とりわけ、消防学校での訓練・宿泊・女性消防職員対応施設の整備など、現場の声に基づいた実効性のある計画を提案しました。

また、部活動の地域移行に伴う過疎地域での指導者不足や負担の偏りといった課題を取り上げ、地域の実情に応じた柔軟な制度設計を要請しています。

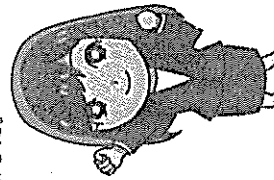
さらに、出所者の再犯防止と社会復帰の両立を図る就労支援の拡充を要請。また、ヤングケアラーの早期発見体制、建築資材高騰や人材確保に苦む医療・介護施設への継続的支援を求め



消防学校 約4.4haを想定

地理院地図を加工して作成

ました。人材確保が困難な医療・介護施設の減算措置は現場を疲弊させることに繋がっており、柔軟な運用と支援策の拡充を要望。さらに光熱費高騰に直面している医療機関等への迅速かつ公平な給付金支援など、生活と地域を支える医療・福祉等の現場を守るための施策を求めました。



「命を守る」「暮らしを支える」「未来を育てる」を軸に、現場からの提案を知事・執行部に届けました。

録画配信は
右記のQRコードから
視聴できます。



第11号様式の6（第5条関係）

政務活動記録簿（ホームページの開設等）					
会派・議員名 斎藤 有紀					
年 月 日	令和7年4月30日（水） 他				
表題	さいとう有紀公式サイト				
対象者	インターネット利用者				
開設目的	適宜、議会報告等を行い、意見・要望等を求める				
按分率の説明	按分率 50%（後援会・政党支部へのリンク）				
内容	●政策の紹介●議会活動報告●意見・要望募集				
ホームページ制作等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	WEB サイト管理業務費用		16,500 円	WEB サイト管理業務費用	6
	WEB サイト管理業務費用		16,500 円	WEB サイト管理業務費用	16
	WEB サイト管理業務費用		16,500 円	WEB サイト管理業務費用	25
	WEB サイト管理業務費用		16,500 円	WEB サイト管理業務費用	36
	WEB サイト管理業務費用		16,500 円	WEB サイト管理業務費用	46
	WEB サイト管理業務費用		16,500 円	WEB サイト管理業務費用	55
	WEB サイト管理業務費用		16,500 円	WEB サイト管理業務費用	66
	WEB サイト管理業務費用		16,500 円	WEB サイト管理業務費用	75
	サーバー・ドメイン費用		11,000 円	サーバードメイン費用（R7.4月～R8.3月）	76
	WEB サイト管理業務費用		16,500 円	WEB サイト管理業務費用	88
	WEB サイト管理業務費用		16,500 円	WEB サイト管理業務費用	96
	WEB サイト管理業務費用		16,500 円	WEB サイト管理業務費用	106
	WEB サイト管理業務費用		16,500 円	WEB サイト管理業務費用	114
	※ 50%充当 合計 209,000×50%=104,500 円				
備考	ホームページアドレス： https://saito-yuki.com/ 添付資料 WEB サイト管理業務委託契約書				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

WEBサイト管理業務委託契約書

さいとう有紀事務所（以下、「甲」とする）と■■■■■（以下、「乙」とする）とは、甲の乙に対するWEBサイト管理業務委託に関し以下の通り契約（以下、「本契約」とする）を締結する。

第1条（目的）

本契約は甲乙相互間の信頼に基づく公正な取引関係を確立し、相互の利益と業務の発展をはかることを目的とする。

第2条（業務の内容）

一、 甲は乙に対して、以下に定める業務（以下、「本業務」とする）を委託し、乙はこれを受託する。

- ① 甲が指定する記事の作成及びWEBサイト上での公開
- ② 甲が指定するページの作成
- ③ その他、甲乙協議の上決定された業務

二、 甲または乙は、必要があるときは業務委託の内容、実施方法の変更および追加等を甲乙協議の上、行うことができるものとする。

第3条（善管注意義務）

乙は甲と緊密に連絡を取り、甲から乙への委託業務に係る業務指示等に基づき善良なる管理者の注意をもって委託業務を遂行するものとする。

第4条（再委託）

乙は甲に事前通告なしに、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。

第5条（業務委託料および支払い方法）

- 一、 甲は委託業務に係る業務委託料を乙に対し委託料として16,500円（税込）支払うものとする。
- 二、 甲はサーバー・ドメイン料を乙に対し11,000円（税込）支払うものとする。（年1回）
- 三、 第一項の業務委託料を甲は乙が指定する金融機関の口座に毎月末に振込、または現金にて支払う。第二項のサーバー・ドメイン料を甲は乙が指定する金融機関の口座に契約月末に振込、または現金にて支払う。振込手数料は甲の負担とする。

第6条（資料などの貸与・保管・返却・廃棄）

- 一、 甲は委託業務の遂行上必要な資料等（以下、「資料等」とする）を乙に貸与し、また委託業務遂行上必要な情報を告知するものとする。
- 二、 乙は甲より貸与された資料等を善良な管理者の注意をもって保管・管理し本契約に基づく委託業務の遂行以外の目的に使用しないものとする。
- 三、 乙は甲より貸与された資料等を本契約に基づく委託業務の遂行以外の目的に複写・複製・編集等を行わないものとする。
- 四、 乙は甲より貸与された資料等について、甲の指示により、返却または廃棄するものとする。ただし、その際の費用は甲の負担とする。

第7条（秘密保持）

- 一、 甲および乙は本契約に際して、または本契約に基づく委託業務遂行上知り得た個人情報その他の秘密情報の秘密を遵守せしめるものとし、本契約有効期間中のみならず、本契約終了後も相手方の事前の承諾を得ることなく、第三者に開示・漏洩しないものとする。
- 二、 本契約が終了した場合でも、本条に規定する守秘義務は、本契約から将来に渡り効力を有するものとする。
- 三、 甲および乙は本業務で作成した文書等を互いの承認なしに流用してはならない。

第8条（事故処理）

本契約に基づく委託業務の遂行に支障をきたすおそれのある事態が生じた場合は、速やかに相手方に連絡するとともに、甲乙協力してその解決処理にあたるものとする。

第9条（不可抗力）

天災事変、戦争、暴動、内乱、同盟罷業、争議行動その他不可抗力により本契約の全部または一部の履行の遅延または不能が生じた場合は甲および乙は共にその責を負わないものとする。

第10条（解約）

- 一、甲および乙は本契約期間中であっても、1か月前の予告期間をもって本契約を解約することができるものとする。
- 二、前項に基づく解約については、甲および乙は相手方に対しその事業に損害が生じないよう配慮するものとする。

第11条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- 一、自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、若しくはこれらに準ずる者、又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
- 二、反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この媒介契約を締結するものでないこと。
- 三、この契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為しないこと。これら行為をした場合には、何等の催告を要せずして、この契約を解除することができる。
 - ①相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ②偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

第12条（契約期間）

本契約の有効期間は、本契約締結の日から1年とする。ただし、期間満了の日から1か月前までに甲乙いずれから何ら申し出のない場合は、同一条件をもってさらに1年延長されるものとし、以後も同様とする。

第13条（協議事項）

本契約に定めのない事項および本契約各条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙互いに信義・誠実の原則に従い、協議・決定するものとする。

以上、甲乙間に契約が成立したので、本契約書を2通作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

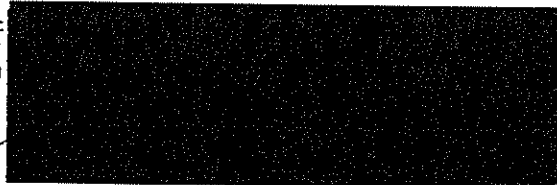
令和6年 / 月 / 日

甲（委託者）

住所 奈良県五條市住ツ町220-1 エルツッ°SUGAWA A号室
氏名 さいとう有紀事務所 斎藤 有紀

乙（受託者）

住所
氏名



第11号様式の10（第5条関係）

政務活動記録簿（年会費負担）				
会派・議員名 斎藤 有紀				
年 月 日	令和8年3月31日			
年会費名	森林・林業林産業活性化促進奈良県議会議員連盟令和7年度会費			
相手方	森林・林業林産業活性化促進奈良県議会議員連盟			
年会費支払目的	活力ある森林づくりと林業活性化			
按分率の説明	按分率 100%			
活動内容等	◆本会の活動内容 活力ある森林づくりと林業活性化に向けての森林・林業施策に関する調査研究及び、様々な事業。			
※年会費支払いの効果を明記のこと	◆本会の活動頻度 必要に応じて総会等を開催 ◆効果 森林・林業活性化の必要性、課題を把握し、情報を得ることで議員政務活動に役立てている。			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	令和7年度会費 (R7.4月からR8.3月 分充当)	2,202 円		115
	合計 2,202 円 50,660÷23 人=2,202 円（全て政務活動費）			
備考	添付資料：森林・林業林産業活性化促進奈良県議会議員連盟会計報告書、規約			

注：年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

森林・林業・林産業活性化促進 奈良県議会議員連盟規約

(名称)

第1条 この議員連盟は、森林・林業・林産業活性化促進奈良県議会議員連盟(略称：森林連盟)(以下「連盟」という。)と称し、事務局を奈良県議会内に置く。

(目的)

第2条 連盟は、活力ある森林づくりと林業活性化を目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 森林・林業施策に関する調査・研究
- 2 森林・林業施策に関する提言
- 3 森林・林業施策の促進に関すること
- 4 その他、前条の目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 連盟は、第2条の目的に賛同する奈良県議会議員をもって組織する。

(役員)

第5条 連盟に会長のほか、次の役員を置くことができる。

- (1) 副会長 1名
- (2) 幹事長 1名
- (3) 幹事 数名
- (4) 監査 1名

2 前項の役員は、会員の中から互選する。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問)

第7条 連盟に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱する。

(総会)

第8条 連盟の総会は、必要に応じて会長が招集する。

(議事の決定)

第9条 連盟の会議は、出席者の過半数の同意をもって議事を決定する。

(経費及び会費)

第10条 連盟の経費は、会費及びその他の収入をもってこれにあてる。

2 会費は、月額1,000円とする。ただし、必要に応じて臨時会費を徴収することができる。

(会計年度)

第11条 連盟の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(その他)

第12条 本規約に定めのない事項は、役員会において、協議の上定める。

附 則

この規約は、平成19年7月2日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年5月22日から施行する。

森林・林業林産業活性化促進奈良県議会議員連盟 会計報告書

(令和7年度)

収入の部

(単位：円)

項 目	収 入 済 額	説 明
前年よりの繰越金	375,725	前期残高(令和7年3月31日現在)
会 費 @ 1,000 円	276,000	(R7.4~R8.3) 1,000 円×23 人×12 ケ月 = 276,000 円 延べ 276 人
利 息	806	R7.8.18:332 円 R8.2.24:474 円
合 計	652,531	

支出の部

(単位：円)

項 目	支 出 済 額	説 明
負担金	50,660	森林・林業・林産業活性化促進地 方議員連盟全国連絡会議 令和7年度年会費 年会費 50,000 円 +振込手数料 660 円
合 計	50,660	

差引残高

601,871円

令和8年3月31日

会 長 田 中 惟 允

本日通帳及び支出関係書類を確認しましたが、適切に会計処理されており、会計報告書に相違ありませんでした。

令和8年3月31日

監 査 松 尾 勇 臣

充当額=50,660÷23人=2,202円

第11号様式の11（第5条関係）

令和7年度事務所状況報告書

会派・議員名 斎藤 有紀

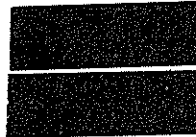
① 政務活動事務所	☐ 自宅 ☒ 自宅以外
② 所在地	住所 奈良県五條市住川町 220-1 ヒルトップ SUGAWA A.B 号室 電話 0747-24-3110 延べ床面積 88 m ²
③ 他用途との兼用	☐ 無 ☒ 有 ☒ 後援会の事務所 ☐ 政党事務所 ☐ その他（ ）
④ 所有区分	☐ 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 ☒ 賃貸物件（賃貸借契約先 XXXXXXXXXX ） 所有者 ☒ 第三者 ☐ 自己・同一生計者が経営する法人 （登記簿の目的に不動産の賃貸有） ☐ 自己・同一生計者が経営する法人 （登記簿の目的に不動産の賃貸無）
⑤ 按分率の考え方	☒ 使用実態（使用面積又は使用時間による） ☒ 事務所全体面積 88 m ² (a) うち政務活動使用面積 44 m ² (b) ☐ 事務所使用時間 時間(a) うち政務活動使用時間 時間(b) (b) / (a) = 44 / 88 → 按分率 1 / 2
⑥ 事務所賃借料の計上	☐ 無 ☒ 有 按分率 1 / 2 (按分率の考え方：後援会活動と面積按分)
⑦ 駐車場代の計上	☒ 無 ☐ 有 ☐ 来客専用 按分率 / ☐ 来客兼用 按分率 / (按分率の考え方：)
⑧ 光熱水費・維持管理費の計上	☐ 無 ☒ 有 按分率 1 / 1 (按分率の考え方： A 号室 44 m ² → 政務活動 B 号室 44 m ² → 後援会活動 (A 号室請求分の光熱水費は 100% 充当)
⑨ 備考	

注 賃貸借（事務所・駐車場）の場合は、別途契約書を添付してください。



賃貸借契約書

貸主



様

借主

斎藤 有紀

様

2023年4月27日

ヒロタ建設株式会社

事業用賃貸借契約書（事務所）

貸主 [REDACTED] 様（以下「甲」という。）と借主 斎藤 有紀 様（以下「乙」という。）は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	ヒルトップSUGAWA		1階	号室
		区画番号(A・B)			
	所在地	(住居表示) 奈良県五條市住川町 220-1			
		(登 記 簿) 奈良県五條市住川町 220-1			
	構 造	木造 / 亜鉛メッキ銅板ぶき / 1階建 / 全(4)戸			
	種 類	貸事務所	新築年月	2022年10月	
面 積	88㎡				
附 属 施 設		駐車場4台分ー以下余白ー			

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

さいとう有紀事務所ー以下余白ー

頭書(3) 契約期間

2023年5月1日から2026年4月30日まで(3年間)

目的物件の引渡し時期

2023年5月1日

頭書(4) 賃料等

賃料	月額 150,000円 (別途消費税相当額 15,000円)	敷金	0円 (賃料ヶ月)
礼金	0円 (賃料ヶ月)		
その他の条件		駐車場4台分ー以下余白ー	
貸与する鍵	鍵No	[REDACTED]	
	本 数		
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日まで	
賃料等の 支払方法	☒ 振 込	振込先金融機関名：南都銀行 [REDACTED] 預金： [REDACTED] 口座番号： [REDACTED] 口座名義人： [REDACTED] 振込手数料負担者：借主	
	☐ 持 参	持 参 先	
	☐ 口座引落	委託会社名	

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏 名)	
	(自 宅)TEL	
	(勤務先)TEL	(会社名・部署名)
	(携 帯)TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	
	住所	
貸主	氏名	
	住所	

管 理 業 者	商号又は名称	
所 在 地	TEL	
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号		国土交通大臣 () 第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号		※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管 理 担 当 者	氏名	(賃貸不動産経営管理士：登録番号 () 第 号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	☐ 連帯保証人	氏名	
		住所	
		極度額	円
	☐ 家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	
		主たる事務所所在地	
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣 () 第 号

頭書(8) 更新に関する事項

一般借家契約では更新することができます。ただし、貸主の更新拒絶に正当な事由があるときは更新することができません。一以下余白一

頭書(9) 特約事項

【債務の担保】

・甲は乙の賃料債務等の担保として敷金・保証金の預け入れ及び連帯保証人の設定を免除し、第6条(A)「敷金」、(B)「保証金」、第21条「乙の債務の担保」は全文抹消します。

【駐車場について】

・別紙「駐車場案内図」の通り、オレンジ色の線で区切られた駐車スペースの内、事務所の前の4台分に駐車することができます。事務所の賃貸借契約(本契約)と不可分一体であり、駐車場のみ解約することや第三者に転貸することはできません。

・駐車場内において生じた事故、物損、盗難、その他の損害については、貸主はその責めを負わないものとします。

・本件駐車場に第三者が無断駐車を行い、このために借主の本件駐車場の利用が妨げられた場合でも、貸主はその責めを負わないものとします。

【解約について】

・借主が解約を申し出る場合は、3か月前までに書面により貸主に通知するものとします。

・貸主は、借主に対し、正当な事由がある場合は契約期間内でも解約申入をすることができ、解約申入から6か月を経過すると契約は終了します。

【その他】

・事業活動により生じたごみは、一般廃棄物または産業廃棄物とされ市によって収集されません。一般廃棄物収集運搬業者に委託するなど借主自ら処分をする必要があります。

・甲は乙の共益費を免除し、第4条「共益費」は2項を除き抹消します。一以下余白一

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が署(記)名押印の上、各自1通を保有する。

2023年4月27日

甲・貸主	氏名	[Redacted]	[Redacted]
	住所	[Redacted]	
	氏名	[Redacted]	[Redacted]
	住所	[Redacted]	

乙・借主	氏名	齋藤 有紀	[Redacted]	TEL 0747-24-3110 FAX 0747-25-333
	住所	奈良県五條市住川町220-1 ヒルトップSUGAWA A号室		

丙・連帯保証人	氏名	印	TEL
	住所		
	極度額		

宅地建物取引業者	主たる事務所所在地	奈良県橿原市西池尻町352番地の1	主たる事務所所在地		
	商号又は名称 代表者の氏名	ヒロタ建設株式会社 廣田 幹雄	商号又は名称 代表者の氏名		
	免許証番号	奈良県知事(9)第2224号	免許証番号	() 第	号
説明をする宅地建物取引士	氏 名		氏 名		
	登 録 番 号		登 録 番 号	第	号
	業務に従事する 事 務 所 名	ヒロタ建設株式会社	業務に従事する 事 務 所 名		
	事務所所在地 TEL	奈良県橿原市西池尻町352番地の1 ヒロタビル TEL 0744-27-3484	事務所所在地 TEL	TEL	

※印は原則として実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契 約 条 項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍同種の建物の賃料に比較し、賃料が不相当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。

4 賃料に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

4 共益費に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

3 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器備品等に対する火災保険(借家人賠償責任保険)に加入するものとする。

(敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることができない。

3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、敷金に補填するものとする。

4 甲は、明渡しまでに生じた本契約から生じる乙の一切の債務を敷金から控除しなお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。

- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

- 第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に交付するものとする。
- 2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって当該債務の弁済に充てることができない。
- 3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、保証金に補填するものとする。
- 4 甲は、保証金から頭書(4)に記載する償却分を差し引き、さらに明渡しまでに生じた本契約上の乙の一切の債務を控除しなお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。
- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
- ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
- イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

(禁止又は制限される行為)

- 第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。
- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)に記載する事業内容を変更してはならない。
- 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料の1ヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
- 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
- 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行ってはならない。
- 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
- 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
- 三 騒音等の迷惑行為を行うこと
- 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき反社会的勢力に担保の用に供すること

- 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
- 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
- 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 八 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 階段・廊下等共用部分への物品を置くこと
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入室に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、又は複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

第10条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用は、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については、乙が負担し、その他の修繕については甲が負担するものとする。

- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合に、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、本物件内に破損箇所が生じたときは、甲にその旨を速やかに通知し修繕の必要について協議するものとする。その通知が遅れて甲に損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。
- 4 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕をすることができる。この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。
- 5 乙は、次の各号に掲げる修繕は、甲への通知及び承諾を要することなく、自らの負担において行うことができる。
 - 一 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

- 一 乙が賃料又は共益費の支払義務を2ヶ月以上怠ったとき
- 二 乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の負担義務を怠ったとき
- 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されずに当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。
 - 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
 - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条に規定する義務のいずれかに違反したとき

- 三 入室時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
 - 五 銀行取引の停止
 - 六 破産手続きの開始
 - 七 民事再生手続きの開始
 - 八 会社更生手続きの開始
 - 九 特別清算手続きの開始
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
 - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
- 4 甲は、乙が第7条第2項に規定する義務に違反した場合又は第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

- 第12条 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料又は賃料相当額を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(一部滅失等による賃料の減額等)

- 第13条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰すべき事由によらないときは甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の要否や程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。
- 2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

(契約の終了)

- 第14条 本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

(明渡し)

- 第15条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならない。
- 4 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(明渡し時の原状回復)

- 第16条 本物件の明渡し時において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年劣化を除き、本物件を原状回復しなければならない。ただし、自然災害等乙の責めに帰することができない事由により生じたものについては、原状回復を要しない。
- 2 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去するものとする。

(立入り)

第17条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

3 解約申入れ後において、本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第18条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

第19条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
- 二 長期に休業するとき
- 三 連帯保証人の住所又は所在地、氏名、緊急の連絡先その他の変更
- 四 連帯保証人の死亡又は解散
- 五 連帯保証人の破産開始決定等連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき

(延滞損害金)

第20条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

第21条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

- 一 頭書(7)記載の連帯保証人(以下本項において「丙」という)は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする
- 二 丙が個人であるときには、前号の丙の負担は、頭書(7)及び記名押印欄に記載する極度額を限度とする
- 三 丙が個人であるときには、丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときは、確定するものとする
 - ア 甲が、丙の財産について、賃料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の実行の手続の開始があったときに限る
 - イ 丙が破産手続き開始決定を受けたとき
 - ウ 乙又は丙が死亡したとき

四 前号に規定する場合又は丙が連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第19条の規定に基づき乙(前号ウの乙が死亡したときは乙の相続人)は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承

諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする

五 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする

六 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない

七 乙は、本契約の締結に先立ち、丙に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供したことを、甲に対し確約する

ア 乙の財産及び収支の状況

イ 本契約から生じる乙の債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

ウ 本契約から生じる乙の債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

3 頭書(7)で「家賃債務保証業者の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一 頭書(7)記載の家賃債務保証業者が提供する保証の内容については、別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない

二 乙が、前号の手続きをとらない場合、その他乙の責めに帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない

三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(免責)

第22条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められる事故(第14条の場合を含む。)、又は、甲若しくは乙の責めによらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責めを負わないものとする。

(協議)

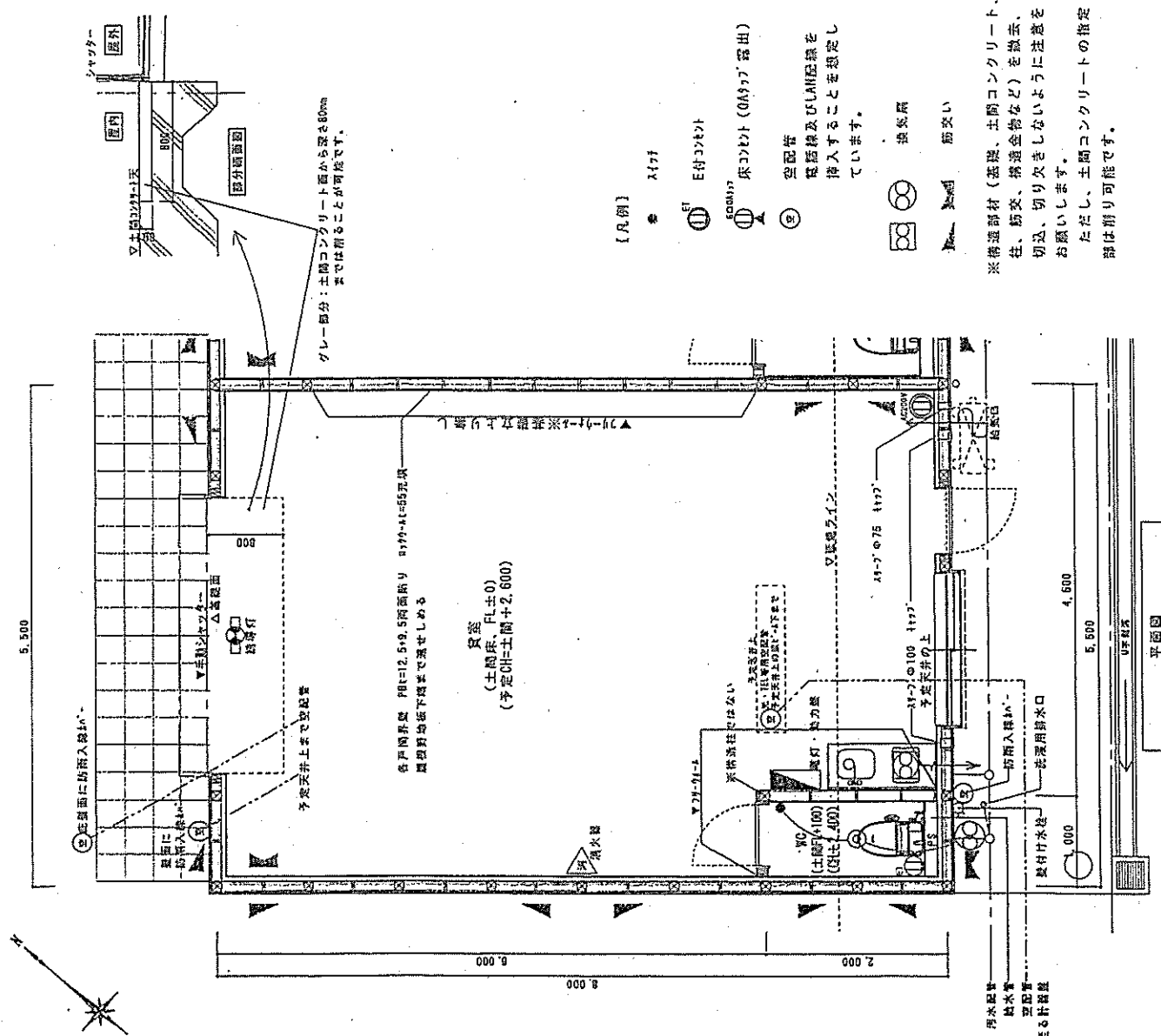
第23条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

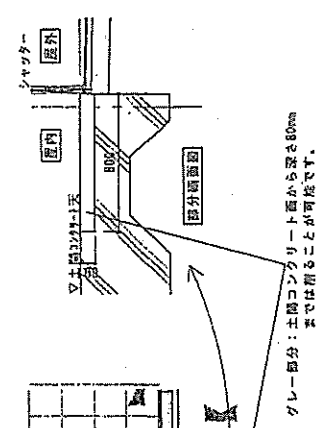
第24条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(更新に関する事項及び特約事項)

第25条 前条までの規定以外の更新に関する事項及び特約事項については、頭書(8)又は(9)記載のとおりとする。

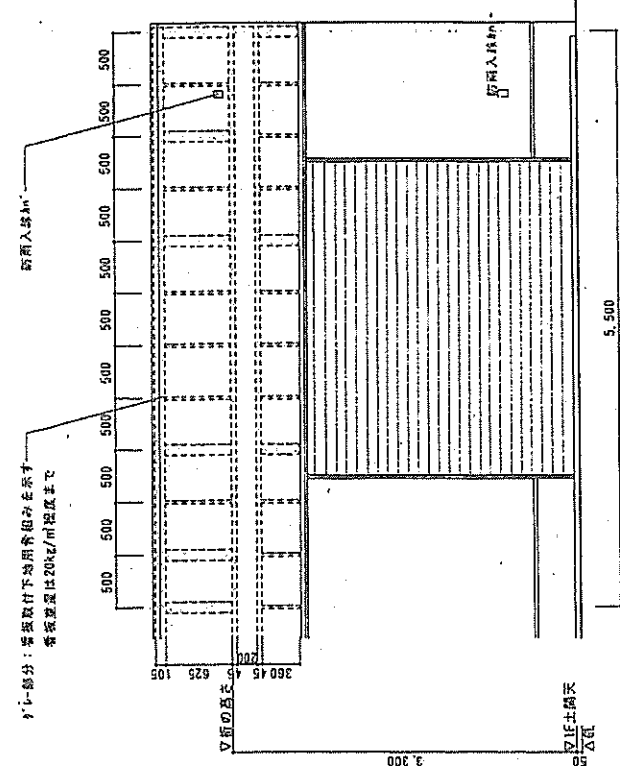


平面図



グレー部分：土間コンクリート面から深さ80mmまでは削ることが可能です。

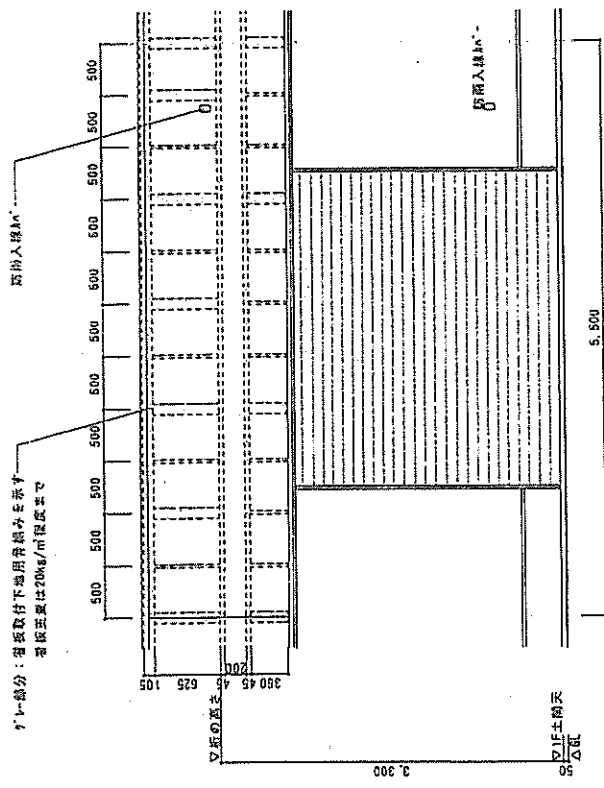
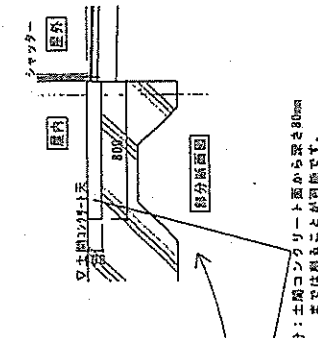
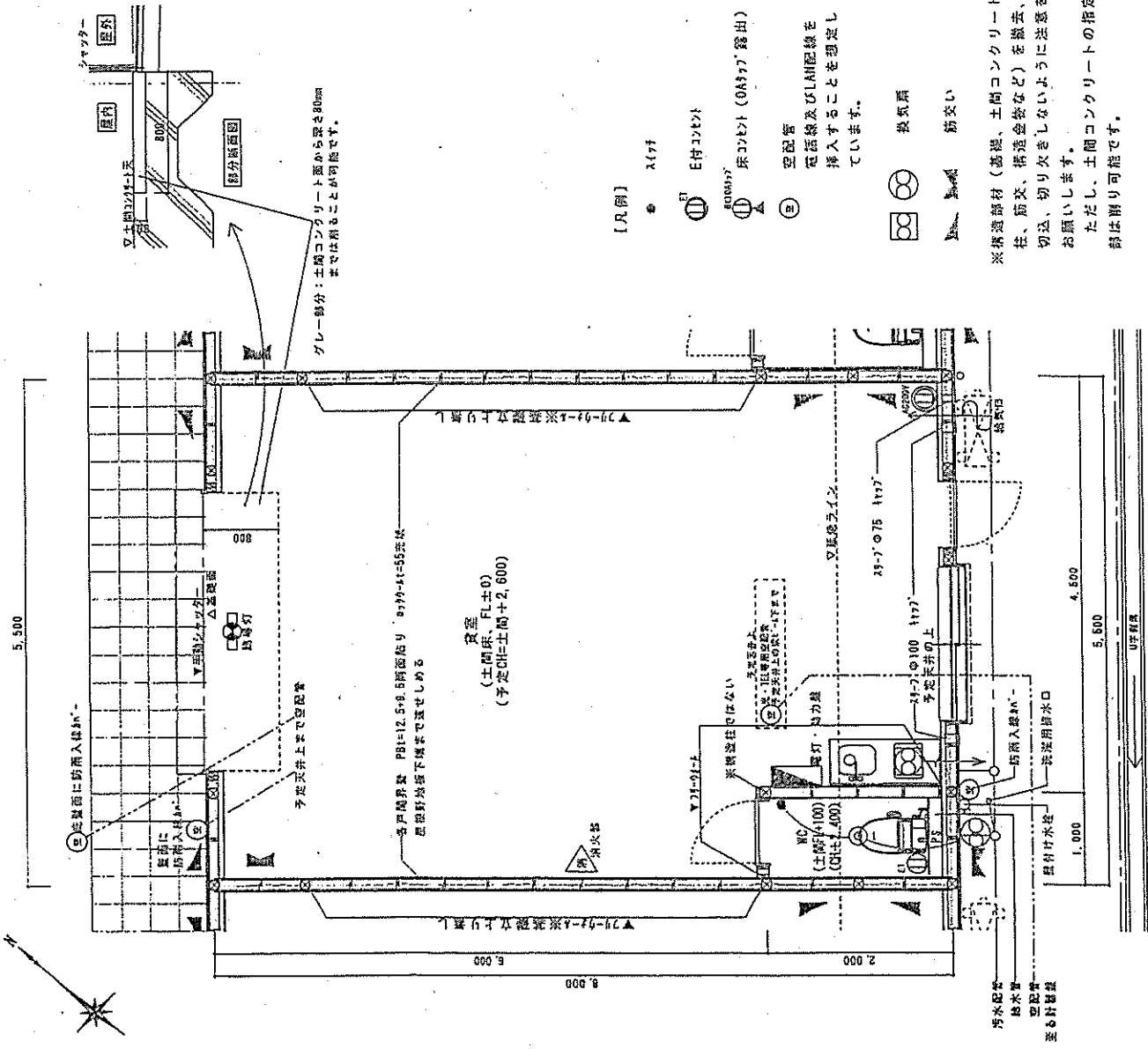
グレー部分：管渠敷付下の管渠を組みを添す
管渠深さは200mm/100mm程度まで



北立面図

- 【凡例】
- ※ スイッチ
 - ① E付コンセント
 - ② 床コンセント (0A377 露出)
 - ③ 空配管
 - ④ 電線管及びLAN配線を
挿入することを想定し
ています。
 - ⑤ 換気扇
 - ⑥ 節電灯
- ※構造部材（基礎、土間コンクリート、柱、筋交、構造金物など）を撤去、切欠、切り欠きしないように注意をお願いします。
- ※ただし、土間コンクリートの指定部は削り可能です。

年月日	2022/10/22	工事名	ヒルトップSUGAWA A号室	図面番号	A-00
設計者		作成者		平面図	立面図 設備図
縮尺	1:50				



【凡例】

- 天井
- E付コンセント
- 床コンセント (0Aプラグ 露出)
- 空配管
- 電話線及びLAN配線を挿入することを想定しています。
- 換気扇
- 筋交い

※構造部材 (基礎、土間コンクリート、柱、筋交、構造金物など) を撤去、切込、切り欠きしないように注意をお願いします。
ただし、土間コンクリートの指定筋は削り可能です。

年月日	2022/10/22	工事名称	ヒルトップSUGAWA B号室	№	A-00
図名	平面図	立図	立面図	縮尺	1:50

令和7年度雇用状況報告書	
会派・議員名 斎藤 有紀	
① 雇用者	氏名 XXXXXXXXXX 住所 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 電話番号 XXXXXXXXXX
② 雇用形態	☒ 直接雇用 ☐ 派遣等
③ 雇用期間	令和7年 4月 1日～ 令和8年 3月 31日
④ 職務内容	政務活動関連事務処理・補助作業等
⑤ 給料（賃金）	80,000 円 （ ☒ 月給 ☐ 日給 ☐ 時給）
⑥ 按分率の考え方	☐ 勤務実績時間による場合 政務活動時間（ 時間）／政務活動（ 時間）＋その他業務（ 時間） → 按分率 / ☐ 勤務実績日数による場合 政務活動日数（ 日）／政務活動（ 日）＋その他業務（ 日） → 按分率 / ☒ 職務内容による場合 （ 後援会活動との按分 ） → 按分率 1/2
⑦ 添付書類	☐ 無 ☒ 有 ☒ 雇用契約書 ☒ 賃金台帳 ☐ 租税関係書類 ☒ 社会保険関係書類
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 ☒ 同一生計者ではない。 ☒ 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨ 備考	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇用契約書

ふりがな		生年月日
氏名		
現住所		電話
下記の条件で契約します。		
雇用期間	令和7年 4月 1日から 令和8年 3月 31日まで	
雇用形態	正規職員 <u>パートタイム</u> 派遣職員 その他（ ）	
就業場所	奈良県五條市住川町 220-1 ヒルトップ SUGAWA A.B号室（斎藤有紀事務所）	
仕事内容	政務活動に係る補助及び後援会事務	
就業時間 （休憩時間）	9：00～15：00 の間で短時間勤務（12：00-13：00 休憩）	
休日	<u>土・日・祝日・年末及び年始・お盆</u> その他（ 水曜日・臨時 ）	
休暇	年次有給休暇 その他特別休暇（ ）	
賃金	基本賃金 月給 80,000 円 日給 円 時間給 円 諸手当 通勤手当 円 手当 円 手当 円 賃金締切日（毎月 日） 賃金支払日（毎月 10 日） 賃金の支払方法（ ☐ 現金払い ☒ 振込 ） 賃金支払時の控除（ ☐ 所得税 ☐ 住民税 ☐ 健康保険 ☐ 介護保険 ☐ 厚生年金 ☐ 雇用保険） 昇給 ☐ 有 ☒ 無 賞与 ☐ 有 ☒ 無	
各種社会保険	☒ 労災保険 ☐ 雇用保険 ☐ 健康保険 ☐ 厚生年金保険 ☐ その他	
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。		
令和7年 4月 1日		
雇用者 斎藤 有紀		
被雇用者		

政務活動補助業務賃金台帳(令和7年度)

【議員名 斎藤 有紀】

雇用者氏名	住所				生年月日				性別	雇入年月日				2023.5.1
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 賞与1 賞与2 合計														
労働日数	16	14	16	16	13	16	16	14	16	16	15	17		185
労働時間数	80	70	80	80	65	80	80	70	80	80	75	85		925
時間外労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
休日労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
深夜労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
基本給	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000		960,000
時間外手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
通勤手当(課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
通勤手当(非課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
課税合計	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000		960,000
非課税合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
総支給額	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000		960,000
健康保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
介護保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
厚生年金保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
雇用保険保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
社会保険料合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
課税対象額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
所得税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
市町村民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
控除額合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
差引支給額	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000		960,000
領収印														

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。



労働保険料・一般拠出金納付済証明書

住所（所在地）： 奈良県五條市住川町 220-1 ヒルトップ SUGAWA A 号室

氏名（名 称）： 斎藤 有紀 事務所

労働保険番号： 29104004524-000

上記労働保険番号の労働保険料については、証明日現在において、法定納期限到来分まで未納がないことを証明します。

令和 7 年 6 月 30 日

大淀労働基準監督署

